# 調剤報酬点数表に関する事項

#### <通則>

- 1 保険薬局は、当該保険薬局において調剤される医薬品の品質確保について万全を期さなければならない。
- 2 保険薬剤師は、医師の分割指示に係る処方せん又は投与日数が長期間にわたる処方せんによって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合には、分割調剤を行うこと。

また、分割調剤を行う場合(上記の場合のほか、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更が不可の場合の署名欄に処方医の署名又は記名・押印がない、又は署名欄に処方医の署名又は記名・押印があるものの「変更不可」欄に「 $\checkmark$ 」又は「 $\times$ 」が記載されていない先発医薬品がある処方せん(以下「後発医薬品への変更が可能な処方せん」という。)を提出した患者の同意に基づき、処方せんに記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により、分割調剤を行う場合を含む。)は、その総量は、当然処方せんに記載された用量を超えてはならず、また、第2回以後の調剤においては使用期間の日数(ただし、処方せん交付の日を含めて4日を超える場合は4日とする。)と用量(日分)に示された日数との和から第1回調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えては交付できない。例えば、4月3日交付、使用期間4日間、用量10日分の処方せんで4月4日に5日分の調剤を受け、次に10日に調剤を受けに来た場合は(10+4) -7=7であるから、残りの5日分を全部交付して差し支えないが、もし第2回の調剤を4月13日に受けに来た場合、(10+4) -10=4となるので4日分しか交付できない。

- 3 保険薬局において分割調剤を行い、当該薬局において調剤済みとならない場合は、処方せん に薬剤師法第26条に規定する事項及び分割理由等の必要な事項を記入し、調剤録を作成した後、 処方せんを患者に返却すること。
- 4 「区分番号00」の「注5」の後発医薬品調剤体制加算の算定対象となる後発医薬品については、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成28年3月4日保医発0304第13号)を参照すること。
- 5 保険薬局は、患者が薬局における業務内容及びその費用を理解できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。
- 6 算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、 それぞれ日曜日から土曜日までの1週間又は月の初日から月の末日までの1か月を単位として 算定する。

#### <調剤技術料>

# 区分00 調剤基本料

(1) 調剤基本料は、患者等が提出する処方せんの枚数に関係なく処方せんの受付1回につき 算定する。なお、分割調剤を行う場合は、「注6」、「注7」又は「注8」により算定す る。 (2) 同一患者から同一日に複数の処方せんを受け付けた場合、同一保険医療機関の同一医師 によって交付された処方せん又は同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付さ れた処方せんについては一括して受付1回と数える。

ただし、同一の保険医療機関から交付された場合であっても、歯科の処方せんについて は歯科以外の処方せんと歯科の処方せんを別受付として算定できる。

- (3) 2以上の異なる保険医療機関が交付した処方せんを同時に受け付けた場合においては、 受付回数はそれぞれ数え2回以上とする。
- (4) 「注3」の処方せんの受付回数が1月に600回以下に該当するか否かの取扱いについては、調剤基本料の施設基準に定める処方せん受付回数に準じて取り扱う。
- (5) 「注3」により調剤基本料を100分の50にする場合は、小数点以下第一位を四捨五入して計算すること。
- (6) 「注6」又は「注7」に係る分割調剤を行う場合は、調剤基本料は初回のみ算定し、2 回目以降については「注6」又は「注7」のとおり算定するが、異なる保険薬局で分割調 剤を行う場合は、各保険薬局においてそれぞれ調剤基本料を算定できる。
- (7) 「注6」については、長期投薬(14日分を超える投薬をいう。以下同じ。)に係る処方 せんによって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分 割して調剤する必要があり、分割調剤を行った場合で、1処方せんの2回目以降の調剤を 同一の保険薬局において2回目以降行った場合に算定する。
- (8) 「注6」に係る分割調剤を行う場合は、処方せんの受付時に、当該処方せんを発行した 医療機関等に対し照会を行うとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録に記入すること。
- (9) 「注7」については、後発医薬品への変更が可能な処方せんを提出した患者の同意に基づき、処方せんに記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により分割調剤を行った場合で、同一の保険薬局において1処方せんの2回目の調剤を行った場合に限り算定する。この場合において、2回目の調剤を行う際には、先発医薬品から後発医薬品への変更による患者の体調の変化、副作用が疑われる症状の有無等を確認するとともに、患者の意向を踏まえ、後発医薬品又は変更前の先発医薬品の調剤を行うこととする。なお、その際に、所定の要件を満たせば、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料を算定できる。
- (10) 「注7」に係る分割調剤を行った場合は、処方せんを発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録に記入すること。また、2回目の調剤の際に、患者の意向により変更前の先発医薬品の調剤を行った場合も、処方せんを発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、先発医薬品に再変更した理由等の必要な事項を調剤録に記入すること。
- (11) 1処方せんについて、「注6」に係る分割調剤の2回目以降の調剤と「注7」に係る分割調剤の2回目の調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、いずれか一方の分割調剤に係る点数のみを算定する。
- (12) 「注8」については、医師の分割指示に係る処方せん(「注6」又は「注7」に該当する場合を除く。)に基づき、患者の同意の下、分割調剤を行った場合に算定する。
- (13) 「注8」に係る分割調剤を行う場合において、調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加算並びに薬学管理料については、当該分割調剤を行う保険薬局が当該処方せんにおい

て分割調剤を実施しない場合に算定する点数をそれぞれ合算し、分割指示が2回の場合は合算した点数の2分の1、分割指示が3回以上の場合は合算した点数の3分の1に相当する点数を当該調剤時に算定する。

なお、算定に当たり、合算した点数を2分の1又は3分の1にした際に生じる、小数点以下の数値については切り捨てる。

(14) 1処方せんについて、「注6」、「注7」又は「注8」に係る分割調剤のうち、複数の分割調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、「注8」の分割調剤に係る点数により算定する。

## 区分01 調剤料

#### (1) 内服薬

- ア 内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。)の調剤料については、内服用滴剤とそれ以外の内服薬とは所定単位及び所定点数が異なる。(内服用滴剤は「区分番号01」の「注1」による。)
- イ 内服薬(内服用滴剤以外のもの)についての調剤料及び薬剤料の算定はそれぞれ「1 剤」及び「1剤1日分」を所定単位とし、内服用滴剤についての調剤料及び薬剤料は「1調剤」を所定単位として算定するが、この場合の「1剤」とは、調剤料の算定の上で適切なものとして認められる単位をいうものであり、次の点に留意する。
  - (イ) 1回の処方において、2種類以上の薬剤を調剤する場合には、それぞれの内服薬 を個別の薬包等に調剤しても、服用時点が同一であるものについては、1剤として 算定する。
  - (ロ) 服用時点が同一である薬剤については、投与日数にかかわらず1剤として算定する。
  - (ハ) (イ)及び(ロ)における「服用時点が同一である」とは、2種類以上の薬剤について服用日1日を通じて服用時点(例えば「朝食後、夕食後服用」、「1日3回食後服用」、「就寝前服用」、「6時間毎服用」等)が同一であることをいう。また、食事を目安とする服用時点については、食前、食後及び食間の3区分とすることとし、服用時点が「食直前」、「食前30分」等であっても、調剤料の算定にあっては、「食前」とみなし、1剤として扱う。
  - (二) (イ)及び(ロ)にかかわらず、次の場合は、それぞれを別剤として算定できる。
    - ① 配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
    - ② 内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合
    - ③ 内服錠とチュアブル錠又は舌下錠等のように服用方法が異なる場合
  - (ホ) 同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1 剤として算定する。
- ウ 内服薬の調剤料は、1回の処方せん受付について、4剤以上ある場合についても、3 剤として算定する。ただし、この場合、内服用滴剤は剤数に含めないが、浸煎薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、当該浸煎薬又は湯薬の調剤数を内服薬の剤数に含めることとする。
- エ 同一薬局で同一処方せんを分割調剤(「区分番号00」の調剤基本料の「注6」又は

「注7」に係る分割調剤に限る。) した場合は、1回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数により算定する。

- オ 隔日投与等投与しない日がある処方に係る内服薬の調剤料は、実際の投与日数により 算定する。
- カ ドライシロップ剤を投与する場合において、調剤の際に溶解し、液剤(シロップ剤) にして患者に投与するときは内服用液剤として算定し、散剤としてそのまま投与すると きは内服用固形剤として算定する。また、ドライシロップ剤を水に溶かして同時服用の 他の液剤と一緒に投与する場合は1剤として算定し、ドライシロップ剤を散剤として、 同時服用の他の固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤等)と一緒に投与する場合も 1剤として算定する。

なお、「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」(平成24年3月5日保医発0305第12号)に基づき、ドライシロップ剤の医薬品から類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤する場合又は類似する別剤形の医薬品からドライシロップ剤の後発医薬品に変更して調剤する場合は、同通知の第3の5を参照すること。

- キ 嚥下困難者用製剤加算の取扱いは、以下のとおりとすること。
  - ① 嚥下困難者用製剤加算は、嚥下障害等があって、市販されている剤形では薬剤の服用が困難な患者に対し、医師の了解を得た上で錠剤を砕く等剤形を加工した後調剤を行うことを評価するものである。
  - ② 剤形の加工は、薬剤の性質、製剤の特徴等についての薬学的な知識に基づいて行わなければならない。
  - ③ 嚥下困難者用製剤加算は、処方せん受付1回につき1回算定できる。
  - ④ 1剤として取り扱われる薬剤について、自家製剤加算は併算定できず、また、剤形 を加工したものを用いて他の薬剤と計量混合した場合には、計量混合調剤加算を併算 定することはできない。
  - ⑤ 嚥下困難者用製剤加算を算定した場合においては、一包化加算は算定できない。
  - ⑥ 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合は、 その旨調剤録等に記載する。
- ク 一包化加算の取扱いは、以下のとおりとすること。
  - ① 一包化加算は、処方せんの受付1回につき1回算定できるものであり、投与日数が42日分以下の場合には、一包化を行った投与日数が7又はその端数を増すごとに32点を加算した点数を、投与日数が43日分以上の場合には、投与日数にかかわらず220点を所定点数に加算する。
  - ② 一包化とは、服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であっても3種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与することをいう。なお、一包化に当たっては、錠剤等は直接の被包から取り出した後行うものである。
  - ③ 一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、治療上の必要性が認められる場合に、医師の了解を得た上で行うものである。

- ④ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、その 旨及び一包化の理由を調剤録等に記載する。
- ⑤ 患者の服薬及び服用する薬剤の識別を容易にすること等の観点から、錠剤と散剤を 別々に一包化した場合、臨時の投薬に係る内服用固形剤とそれ以外の内服用固形剤を 別々に一包化した場合等も算定できるが、処方せんの受付1回につき1回に限り算定 する。
- ⑥ 同一薬局で同一処方せんに係る分割調剤(「区分番号00」の調剤基本料の「注6」 又は「注7」に係る分割調剤に限る。)をした上で、2回目以降の調剤について一包 化を行った場合は、1回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数を所定点数に加算する。
- ⑦ 一包化加算を算定した範囲の薬剤については、自家製剤加算(「区分番号01」の「注6」に規定する加算をいう。以下同じ。)及び計量混合調剤加算(「区分番号01」の「注7」に規定する加算をいう。以下同じ。)は算定できない。
- ケ 内服用滴剤を調剤した場合の調剤料は、投薬日数にかかわらず、1調剤につき「注 1」の所定点数を算定する。この場合の内服用滴剤とは、内服用の液剤であって、1回 の使用量が極めて少量(1滴ないし数滴)であり、スポイト、滴瓶等により分割使用す るものをいう。なお、当該薬剤の薬剤料は、1調剤分全量を1単位として薬剤料の項に より算定するものであり、1剤1日分を所定単位とするものではない。

## (2) 屯服薬

屯服薬の調剤料は、調剤した剤数、回数にかかわらず、1回の処方せん受付につき所定 点数を算定する。

# (3) 浸煎薬

- ア 浸煎薬とは、生薬を薬局において浸煎し、液剤として製したものをいう。
- イ 浸煎薬の調剤料は、日数にかかわらず、1調剤につき算定する。
- ウ 浸煎薬の調剤料は、1回の処方せん受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。ただし、内服薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、内服薬については剤数を、湯薬については調剤数を浸煎薬の調剤数に含めることとする。

# (4) 湯薬

- ア 湯薬とは、薬局において2種以上の生薬(粗切、中切又は細切したもの)を混合調剤 し、患者が服用するために煎じる量ごとに分包したものをいう。
- イ 湯薬の調剤料は、1調剤につき投薬日数に応じて所定点数を算定する。
- ウ 湯薬の調剤料は、1回の処方せん受付について4調剤以上ある場合において、3調剤 まで算定できる。ただし、内服薬又は浸煎薬を同時に調剤した場合には、内服薬につい ては剤数を、浸煎薬については調剤数を湯薬の調剤数に含めることとする。

#### (5) 注射薬

- ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回の処方せん受付につき 所定点数を算定する。
- イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第WI因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第WI因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第WI因子

製剤、乾燥人血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血 液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性 複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホル モン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ 製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴ ン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工 腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンⅠ₂製剤、モルヒネ 塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製 剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、 ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウ ム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ 阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、 フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、 ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lー システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テ リパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製 剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ プト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗 菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤及び 脂肪乳剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

- エ イの「電解質製剤」とは、経口摂取不能又は不十分な場合の水分・電解質の補給・維持を目的とした注射薬(高カロリー輸液を除く。)をいい、電解質製剤以外に電解質補 正製剤(電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る。)、ビタミン剤、高カロリー輸 液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。
- オ イの「注射用抗菌薬」とは、病原体に殺菌的又は静菌的に作用する注射薬をいう。

## (7) 外用薬

- ア 外用薬の調剤料は、投与日数にかかわらず、1調剤につき算定する。
- イ 外用薬の調剤料は、1回の処方せん受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。
- ウトローチについては、外用薬として算定する。
- エ 同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず、1調剤として取り扱う。

## (8) 注射薬の無菌製剤処理

- ア 「注2」の「無菌製剤処理」とは、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の 無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な製剤を行うことをいう。
- イ 注射薬調剤料の無菌製剤処理加算は、2以上の注射薬を無菌的に混合して(麻薬の場合は希釈を含む。)、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬を製剤した場合に算定し、中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤又は麻薬を1日分製剤する毎にそれぞれ65点、75点又は65点(6歳未満の乳幼児の場合においては、1日分製剤する毎にそれぞれ130点、140点又は130点)を加算する。
- ウ 抗悪性腫瘍剤として無菌製剤処理加算の対象になる薬剤は、悪性腫瘍等に対して用いる細胞毒性を有する注射剤として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第4条第5項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品(平成16年厚生労働省告示第185号)において指定されたものをいう。
- エ 無菌製剤処理加算は、同一日の使用のために製剤した場合又は組み合わせて1つの注 射剤として製剤した場合においても、1日につき1回に限り、主たるものの所定点数の み算定するものとする。
- オ 無菌製剤処理を伴わない調剤であって、患者が施用時に混合するものについては、無 菌製剤処理加算は算定できない。
- カ 無菌調剤室を共同利用する場合に当たっては、「薬事法施行規則の一部を改正する省 令の施行等について」(平成24年8月22日薬食発0822第2号)を遵守し適正に実施する こと。

# (9) 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算

- ア 「向精神薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第6号の 規定に基づく同法別表第3に掲げる向精神薬をいう。
- イ 本加算は、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を調剤する場合において、処方中に麻薬が含まれているときに1調剤行為につき70点、それ以外のときに1調剤行為につき8点を加算するものであり、処方中の麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬の品目数、投薬日数に関係なく当該所定点数を算定する。
- ウ 使用した薬剤の成分が麻薬、覚せい剤原料又は毒薬であっても、その倍散の製剤若し くは予製剤等で規制含有量以下のため麻薬、覚せい剤原料又は毒薬の取扱いを受けてい ない場合は、本加算は算定できない。
- エ 重複した規制を受けている薬剤については、当該薬剤が麻薬である場合は1調剤につき70点を算定し、それ以外の場合は1調剤につき8点を算定する。
- オ 本加算は、内服薬のほか、屯服薬、注射薬、外用薬についても算定できる。

## (10) 調剤技術料の時間外加算等

- ア 時間外加算は調剤基本料を含めた調剤技術料(基礎額)の100分の100、休日加算は10 0分の140、深夜加算は100分の200であり、これらの加算は重複して算定できない。
- イ 時間外加算等を算定する場合の基礎額は、調剤基本料と調剤料のほか、基準調剤加算、 後発医薬品調剤体制加算、無菌製剤処理加算及び在宅患者調剤加算の合計額とする。嚥 下困難者用製剤加算、一包化加算、麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算、自家製 剤加算及び計量混合調剤加算は基礎額に含まない。
- ウ 「区分番号13の3」のかかりつけ薬剤師包括管理料を算定する場合の時間外加算等については、かかりつけ薬剤師包括管理料の所定点数を基礎額として取り扱う。
- エ 時間外加算等を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かり やすい場所に表示する。

#### 才 時間外加算

- (イ) 各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、 概ね午前8時前と午後6時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業 日とする保険薬局における当該休業日とする。
- (ロ) (イ)により時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需 の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取 扱いとはしない。
- (ハ) 時間外加算を算定する患者については、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服 用歴の記録又は調剤録に記載する。
- (二) 「注4」のただし書に規定する時間外加算の特例の適用を受ける保険薬局とは、 一般の保険薬局の開局時間以外の時間における救急医療の確保のため、国又は地方 公共団体等の開設に係る専ら夜間における救急医療の確保のため設けられている保 険薬局に限られる。
- (ホ) 「注4」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める時間」とは、当該地域において一般の保険薬局が概ね調剤応需の態勢を解除し、翌日調剤応需の態勢を再開するまでの時間であって、深夜時間を除いた時間をいう。

## 力 休日加算

- (イ) 休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第3条に規定する休日をいう。なお、1月2日、3日、12月29日、3 0日及び31日は休日として取り扱う。
- (ロ) 休日加算は次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により 常態として又は臨時に当該休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受け た患者については算定できない。
  - ① 地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている施設、 又は輪番制による休日当番保険薬局等、客観的に休日における救急医療の確保の ために調剤を行っていると認められる保険薬局で調剤を受けた患者
  - ② 当該休日を開局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間(深夜を除く。)に、急病等やむを得ない

理由により調剤を受けた患者

## キ 深夜加算

- (イ) 深夜加算は、次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該深夜時間帯を開局時間としている保険薬局において調剤を受けた患者については算定できない。
  - ① 地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている施設、 又は輪番制による深夜当番保険薬局等、客観的に深夜における救急医療の確保の ために調剤を行っていると認められる保険薬局で調剤を受けた患者
  - ② 深夜時間帯(午後10時から午前6時までの間)を開局時間としていない保険薬局、及び当該保険薬局の開局時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合にあっては、 当該開局時間と深夜時間帯とが重複していない時間に、急病等やむを得ない理由 により調剤を受けた患者
- (ロ) 深夜加算を算定する患者については、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服用 歴の記録又は調剤録に記載する。

#### (11) 調剤料の夜間・休日等加算

- ア 夜間・休日等加算は、午後7時(土曜日にあっては午後1時)から午前8時までの間 (休日加算の対象となる休日を除く。)又は休日加算の対象となる休日であって、保険 薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合に、処方せんの受付1回に つき、調剤料の加算として算定する。ただし、時間外加算等の要件を満たす場合には、 夜間・休日等加算ではなく、時間外加算等を算定する。
- イ 夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内の分かりやすい場所に掲示する。また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載する。

#### (12) 自家製剤加算

- ア 「注6」の自家製剤加算は、イの(1)に掲げる場合以外の場合においては、投薬量、 投薬日数等に関係なく、自家製剤による1調剤行為に対し算定し、イの(1)に掲げる錠 剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬を自家製剤の上調剤した場 合においては、自家製剤を行った投与日数が7又はその端数を増すごとに所定点数を算 定する。
- イ 本加算に係る自家製剤とは、個々の患者に対し市販されている医薬品の剤形では対応 できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫 (安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌 等)を行った次のような場合であり、既製剤を単に小分けする場合は該当しない。
  - (イ) 錠剤を粉砕して散剤とすること。
  - (ロ) 主薬を溶解して点眼剤を無菌に製すること。
  - (ハ) 主薬に基剤を加えて坐剤とすること。
- ウ 「注6」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に 収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。

- エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定できる。
  - (イ) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されて いる場合
  - (ロ) 液剤を調剤する場合であって、薬事法上の承認事項において用時溶解して使用することとされている医薬品を交付時に溶解した場合
- オ 割線のある錠剤を医師の指示に基づき分割した場合は、錠剤として算定する。ただし、 分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定でき ない。
- カ 自家製剤加算を算定した場合には、計量混合調剤加算は算定できない。
- キ 「予製剤」とは、あらかじめ想定される調剤のために、複数回分を製剤し、処方せん 受付時に当該製剤を投与することをいう。
- ク 通常、成人又は6歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない薬剤を6歳未満の乳幼児(以下「乳幼児」という。)に対して調剤する場合において、薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合であっても、「注6」の「イ」を算定できる。
- ケ 自家製剤を行った場合には、賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程を調剤録等に記載 すること。
- コ 自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り 行うこと。

# (13) 計量混合調剤加算

- ア 「注7」の計量混合調剤加算は、薬価基準に収載されている2種類以上の医薬品(液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。)を計量し、かつ、混合して、液剤、散剤若しくは顆粒剤として内服薬又は屯服薬を調剤した場合及び軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に、投薬量、投薬日数に関係なく、計量して混合するという1調剤行為に対し算定できる。なお、同注のただし書に規定する場合とは、次の場合をいう。
  - (イ) 液剤、散剤、顆粒剤、軟・硬膏剤について注6の自家製剤加算を算定した場合
  - (ロ) 薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した 場合
- イ ドライシロップ剤を液剤と混合した場合は、計量混合調剤加算を算定するものとする。
- ウ 処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤又は服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、乳幼児が正確に、又は容易に服用できるようにした場合は、「注7」を算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合はこの限りではない。
- エ 計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に 限り行うこと。

#### (14) 在宅患者調剤加算

「注8」の在宅患者調剤加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤

管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導 費若しくは介護予防居宅療養管理指導費が算定されていない場合は、算定できない。ただ し、「区分番号15」の(4)において規定するサポート薬局が処方せんを受け付け調剤を行った場合はこの限りではない。

## <薬学管理料>

薬学管理等は、患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならないものとする。 なお、患者に対する服薬指導、服薬支援等を行う際に、日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を 整理することができる資材(以下「服薬カレンダー」という。)を提供する場合にあっては、患 者から実費を徴収しても差し支えない。

# 区分10 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴管理指導料「1」及び「2」は、保険薬剤師が、患者に対して、当該患者の 薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳等により、薬剤服用歴及び服薬中の医薬品等につい て確認するとともに、次に掲げる指導等の全てを行った場合に算定する。

ただし、手帳を持参していない患者又は「区分番号00」の調剤基本料1若しくは調剤基本料4以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方せんを持参した患者に対して次に掲げる指導等の全てを行った場合は、「注1」のただし書の点数を算定する。

- ア 患者ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、次に掲げる事項その他の事項を文書又はこれに準ずるもの(以下「薬剤情報提供文書」という。)により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を患者又はその家族等に行うこと。
  - (イ) 当該薬剤の名称 (一般名処方による処方せん又は後発医薬品への変更が可能な処方せんの場合においては、現に調剤した薬剤の名称)、形状(色、剤形等)
  - (口) 用法、用量、効能、効果
  - (ハ) 副作用及び相互作用
  - (ニ) 服用及び保管取扱い上の注意事項
  - (ホ) 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名
  - (へ) 保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等
- イ 患者又はその家族等と対話することにより、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、その要点を薬剤服用歴の記録に記載するとともに、これに基づき、投与される薬剤の適正使用のために必要な服薬指導を行うこと。薬剤服用歴の記録への記載は、指導後速やかに完了させるとともに、同一患者についての全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう患者ごとに保存・管理すること。
- ウ 手帳を用いる場合は、調剤を行った薬剤について、調剤日、当該薬剤の名称(一般名 処方による処方せん又は後発医薬品への変更が可能な処方せんの場合においては、現に 調剤した薬剤の名称)、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項を 患者の手帳に経時的に記載すること。
- エ 残薬の状況については、患者ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき、患者又はその家族等から確認し、残薬が確認された場合はその理由も把握すること。また、残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡、投与日数等の確認を

行うよう努めること。

- オ 薬剤情報提供文書により、調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報について患者に提供すること。
- (2) 薬剤服用歴管理指導料は、同一患者について第1回目の処方せん受付時から算定できる。
- (3) 薬剤服用歴の記録には、次の事項等を記載し、最終記入日から起算して3年間保存する。 ア 氏名・生年月日・性別・被保険者証の記号番号・住所・必要に応じて緊急時の連絡 先等の患者についての記録
  - イ 処方した保険医療機関名及び保険医氏名・処方日・処方内容等の処方についての記録
  - ウ 調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
  - エ 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の情報
  - オ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
  - カ 服薬状況
  - キ 残薬の状況
  - ク 患者の服薬中の体調の変化
  - ケ 併用薬等(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。)の情報
  - コ 合併症を含む既往歴に関する情報
  - サ 他科受診の有無
  - シ 副作用が疑われる症状の有無
  - ス 飲食物 (現に患者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。) の摂取状況等
  - セ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
  - ソ 手帳による情報提供の状況
  - タ 服薬指導の要点
  - チ 指導した保険薬剤師の氏名
- (4) (3)のエからセまでの事項については、処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に、保 険薬剤師が患者等に確認すること。
- (5) (1)アの薬剤情報提供文書により行う薬剤に関する情報提供は、調剤を行った全ての薬剤の情報が一覧できるようなものとする。ただし、調剤した薬剤をやむを得ず複数の薬袋に入れ交付する場合は、薬袋ごとに一覧できる文書とすることができる。なお、薬剤情報提供文書については、処方内容が前回と同様の場合等においては、必ずしも指導の都度、患者に交付する必要はないが、患者の意向等を踏まえた上で交付の必要性を判断し、交付しない患者にあってはその理由を薬剤服用歴の記録に記載する。
- (6) 薬剤情報提供文書における「これに準ずるもの」とは、視覚障害者に対する点字、ボイスレコーダー等への録音その他のものをいう。
- (7) 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載は、患者等が理解しやすい表現によるものとする。また、提供する情報の内容については正確を期すこととし、文書において薬剤の効能・効果等について誤解を招く表現を用いることや、調剤した薬剤と無関係の事項を記載しないこと。

- (8) 情報提供に当たって、抗悪性腫瘍剤や複数の異なる薬効を有する薬剤等であって特に配 慮が必要と考えられるものについては、情報提供の前に処方せん発行医に確認する等慎重 に対応すること。
- (9) 服薬指導は、処方せんの受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化(特に 重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、当該副作用に係る自覚症状の有 無及び当該症状の状況)を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うもので あり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を 見直す。また、確認した内容及び行った指導の要点を、薬剤服用歴の記録に記載する。な お、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュア ル」(厚生労働省)等を参考とする。
- (10) 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次のアからウまでに掲げる事項を 記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。
  - ア 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
  - イ 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
  - ウ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録

手帳の当該欄については、保険薬局において適切に記載されていることを確認するとと もに、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入するか、患者本人による記入を指 導するなどして、手帳が有効に活用されるよう努める。

なお、手帳に初めて記載する保険薬局の場合には、保険薬局の名称、保険薬局又は保険 薬剤師の連絡先等を記載すること。

- (11) 手帳については、患者に対して、手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、患者の理解を得た上で提供することとし、患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴の記録に記載する。なお、手帳を保有しているが、持参を忘れた患者に対しては、「注1」のただし書の点数を算定することになる旨説明するとともに、次回以降は手帳を持参するよう指導すること。
- (12) (1)のウの手帳への記載による情報提供は、調剤を行った全ての薬剤について行うこととする。この場合において、「服用に際して注意すべき事項」とは、重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項、あるいは投薬された薬剤により発生すると考えられる症状(相互作用を含む。)等であり、投薬された薬剤や患者の病態に応じるものである。
- (13) 手帳による情報提供に当たっては、患者に対して、保険医療機関を受診する際には医師 又は歯科医師に手帳を提示するよう指導を行う。また、患者が、保険医療機関や他の保険 薬局から交付されたものを含め、複数の手帳を所有していないか確認するとともに、所有 している場合は患者の意向を確認した上で、同一の手帳で管理できると判断した場合は1 冊にまとめる。なお、1冊にまとめなかった場合については、その理由を薬剤服用歴の記 録に記載する。
- (14) 患者が手帳を持参し忘れた場合は、手帳に追加すべき事項が記載されている文書 (シール等)を交付し、患者が現に利用している手帳に貼付するよう患者に対して説明することで、既に患者が保有している手帳が有効に活用されるよう努めるとともに、当該患者が次

回以降に手帳を持参した場合は、当該文書が貼付されていることを確認する。

- (15) 電子版の手帳については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成 27年11月27日薬生総発第1127第4号)の「第三 運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙媒体の手帳と同様の取扱いとする。その際、保険薬局においては、 同通知の「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たす必要がある。
- (16) 手帳の媒体(紙媒体又は電子媒体)は患者が選択するものであり、手帳の提供に当たっては、患者に対して個人情報の取扱い等の必要事項を説明した上で、患者の意向を踏まえて提供する媒体を判断すること。
- (17) 紙媒体の手帳を利用している患者に対して、患者の希望により電子版の手帳を提供する場合には、電子版の手帳にこれまでの紙媒体の情報を利用できるようにするなど、提供する保険薬局が紙媒体から電子媒体への切り替えを適切に実施できるよう対応すること。
- (18) (1)の工の残薬の状況の確認に当たり、患者又はその家族等から確認できなかった場合には、次回の来局時には確認できるよう指導し、その旨を薬剤服用歴の記録に記載する。
- (19) (1)のオの「後発医薬品に関する情報」とは、次に掲げる事項とし、薬剤情報提供文書により提供するとともに、必要な説明を行うこと。また、後発医薬品の情報に関しては、可能であれば一般的名称も併せて記載することが望ましい。なお、ここでいう後発医薬品とは、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成28年3月4日保医発0304第13号)の別紙1に掲げられたものに加え、別紙2に掲げられたものも含むものであること。
  - ア 該当する後発医薬品の薬価基準への収載の有無
  - イ 該当する後発医薬品のうち、自局において支給可能又は備蓄している後発医薬品の名 称及びその価格(当該薬局において備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその 旨)
- (20) 一般名処方が行われた医薬品については、原則として後発医薬品を調剤することとするが、患者に対し後発医薬品の有効性、安全性や品質について適切に説明した上で、後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載する。
- (21) 薬剤服用歴管理指導料「3」は、保険薬剤師が患者が入所している特別養護老人ホームを訪問し、当該患者等(当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。)に対して必要な指導等を行った場合に算定する。
- (22) 薬剤服用歴管理指導料「3」についても、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料の (1)から (18)までを満たすこと。ただし、(4)の業務については、必要に応じて実施 すること。
- (23) 薬剤服用歴管理指導料「3」に関して、「注8」に規定する交通費は実費とする。
- (24) 「区分番号00」の調剤基本料の「注8」の分割調剤における2回目以降の調剤を行う場合には、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医へ情報提供するとともに、処方医に対して情報提供した内容を薬剤服用歴の記録に記載する。
- (25) 「区分番号15」の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方せんによって調剤を行った場合に限り算定でき、それ以外の場合には算定できない。
- (26) 麻薬管理指導加算

- ア 麻薬管理指導加算(「注3」に規定する加算をいう。以下同じ。)は、当該患者又は その家族等に対して、電話等により定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況 及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に 関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行い、 必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。
- イ 指導の要点は、薬剤服用歴の記録に記載する。
- (27) 重複投薬·相互作用等防止加算
  - ア 重複投薬・相互作用等防止加算(「注4」に規定する加算をいう。以下同じ。)は、 薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、次の内容について、 処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。 ただし、 複数の項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。なお、薬剤 服用歴管理指導料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。
    - (イ) 併用薬との重複投薬(薬理作用が類似する場合を含む。)
    - (ロ) 併用薬、飲食物等との相互作用
    - (ハ) 残薬
    - (二) そのほか薬学的観点から必要と認める事項
  - イ 重複投薬・相互作用等防止加算の対象となる事項について、処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録に記載する。
  - ウ 同時に複数の処方せんを受け付け、複数の処方せんについて薬剤を変更した場合であっても、1回に限り算定する。

## (28) 特定薬剤管理指導加算

ア 特定薬剤管理指導加算(「注5」に規定する加算をいう。以下同じ。)は、薬剤服用 歴管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、患者又はそ の家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤について これまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定する。

なお、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」 (日本薬剤師会)等を参照し、特に安全管理が必要な医薬品に関して薬学的管理及び指導等を行う上で必要な情報については事前に情報を収集することが望ましいが、薬局では得ることが困難な診療上の情報の収集については必ずしも必要とはしない。

イ 特に安全管理が必要な医薬品とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤及び抗HIV薬をいう。

なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。

- ウ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、その全てについて必要な薬学的管理及び指導を行うこと。ただし、処方せんの受付1回につき1回に限り算定するものであること。
- エ 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載すること。なお、従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合には、特に指導が必要な内容を重点的に行

い、その内容を薬剤服用歴の記録に記載すること。

## (29) 乳幼児服薬指導加算

- ア 乳幼児服薬指導加算(「注6」に規定する加算をいう。以下同じ。)は、乳幼児に係る処方せんの受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、 患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算 定する。
- イ 乳幼児服薬指導加算を算定した処方せん中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から 電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等 を行うこと。
- ウ アにおける確認内容及び指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載する。

#### 区分13の2 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) かかりつけ薬剤師指導料は、患者が選択した保険薬剤師(以下「かかりつけ薬剤師」という。)が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できる。
- (2) 算定に当たっては、当該指導料を算定しようとする薬剤師が患者に対してかかりつけ薬剤師の業務内容、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等について、かかりつけ薬剤師指導料の費用も含めて説明した上で、患者の同意を得ることとし、患者の同意を得た後の次回の処方せん受付時以降に算定できる。
- (3) 患者の同意については、当該患者の署名付きの同意書を作成した上で保管し、当該患者の薬剤服用歴の記録にその旨を記載する。なお、1人の患者に対して、1か所の保険薬局における1人の保険薬剤師のみについてかかりつけ薬剤師指導料を算定できるものであり、同一月内は同一の保険薬剤師について算定すること。
- (4) 他の保険薬局及び保険医療機関おいても、かかりつけ薬剤師の情報を確認できるよう、 患者が保有する手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を 記載する。
- (5) 患者に対する服薬指導等の業務はかかりつけ薬剤師が行うことを原則とする。ただし、 やむを得ない事由により、かかりつけ薬剤師が業務を行えない場合は、当該保険薬局に勤 務する他の保険薬剤師が服薬指導等を行っても差し支えないが、かかりつけ薬剤師指導料 は算定できない(要件を満たす場合は、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料を算定で きる。)。この場合、他の保険薬剤師が服薬指導等で得た情報については、薬剤服用歴の 記録に記載するとともに、かかりつけ薬剤師と情報を共有すること。
- (6) かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。
  - ア 「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料に係る業務を実施した上で患者の理解に応じ た適切な服薬指導等を行うこと。
  - イ 患者が服用中の薬剤等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、患者の意向を確認した上で、服薬指導等の内容を手帳等に記載すること。
  - ウ 患者が受診している全ての保険医療機関の情報を把握し、服用している処方薬をはじめ、要指導医薬品及び一般用医薬品(以下「要指導医薬品等」という。)並びに健康食品等について全て把握するとともに、その内容を薬剤服用歴の記録に記載すること。ま

た、当該患者に対して、保険医療機関を受診する場合や他の保険薬局で調剤を受ける場合には、かかりつけ薬剤師を有している旨を明示するよう説明すること。

- エ 患者から24時間相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝えるとともに、勤務表を作成して患者に渡すこと。ただし、やむを得ない事由により、かかりつけ薬剤師が開局時間外の相談等に応じることができない場合には、あらかじめ患者に対して当該薬局の別の保険薬剤師が開局時間外の相談等に対応する場合があることを説明するとともに、当該薬剤師の連絡先を患者に伝えることにより、別の保険薬剤師が対応しても差し支えない。
- オ 患者が他の保険薬局等で調剤を受けた場合は、その服用薬等の情報を入手し、薬剤服 用歴の記録に記載すること。
- カ 調剤後も患者の服薬状況の把握、指導等を行い、その内容を薬剤を処方した保険医に情報提供し、必要に応じて処方提案すること。服薬状況の把握は、患者の容態や希望に応じて、定期的にすること(電話による連絡、患家への訪問、患者の来局時など)。また、服用中の薬剤に係る重要な情報を知ったときは、患者に対し当該情報を提供し、患者への指導等の内容及び情報提供した内容については薬剤服用歴の記録に記載すること。
- キ 継続的な薬学的管理のため、患者に対して、服用中の薬剤等を保険薬局に持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を必要に応じて提供し、その取組(いわゆるブラウンバッグ運動)の意義等を説明すること。また、患者が薬剤等を持参した場合は服用薬の整理等の薬学的管理を行うこととするが、必要に応じて患家を訪問して服用薬の整理等を行うこと。なお、訪問に要した交通費(実費)は、患家の負担とする。
- (7) かかりつけ薬剤師指導料を算定する患者以外の患者への服薬指導等又は地域住民からの 要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の維持増進に関する相談に対しても、丁寧に 対応した上で、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める。
- (8) 麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、特定薬剤管理指導加算及び乳幼児服薬指導加算の取扱いについては、「区分番号10」の「注3」に掲げる麻薬管理指導加算、「注4」に掲げる重複投薬・相互作用等防止加算、「注5」に掲げる特定薬剤管理指導加算及び「注6」に掲げる乳幼児服薬指導加算に準じるものとする。
- (9) かかりつけ薬剤師指導料は、薬剤服用歴管理指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料と 同時に算定することはできない。

## 区分13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料

- (1) かかりつけ薬剤師包括管理料は、(2)に該当する患者のかかりつけ薬剤師が、保険医 と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行 った場合に算定できる。
- (2) かかりつけ薬剤師包括管理料の対象患者は、診療報酬点数表の「区分番号A001」の「注 12」地域包括診療加算若しくは「注13」認知症地域包括診療加算又は区分番号「B001-2-9」の地域包括診療料若しくは「区分番号B001-2-10」の認知症地域包括診療料を算定している患者とする。

なお、これらの患者のかかりつけ薬剤師として「かかりつけ薬剤師指導料」又は「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定する場合には、患者の同意の下で保険薬局においていず

れかを算定できる。

- (3) 患者の服薬状況等については、薬学的知見に基づき随時把握して、保険医に対して、その都度情報提供するとともに、必要に応じて処方提案する。なお、情報提供の要否、方法、頻度等については、あらかじめ保険医と相談して合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等によることで差し支えない。
- (4) かかりつけ薬剤師包括管理料の算定に当たっては、「区分番号13の2」のかかりつけ薬剤師指導料の(2)から(7)までを満たすこと。
- (5) かかりつけ薬剤師包括管理料は、薬剤服用歴管理指導料又はかかりつけ薬剤師指導料と同時に算定できない。

## 区分14の2 外来服薬支援料

- (1) 外来服薬支援料は、保険薬局の保険薬剤師が、自己による服薬管理が困難な外来の患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じ、当該患者又はその家族等が持参した服薬中の薬剤について、治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を判断し、当該薬剤を処方した保険医にその必要性につき了解を得た上で、一包化や服薬カレンダーの活用等により薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援した場合に、「注1」及び「注2」合わせて服薬支援1回につき、月1回に限り算定する。また、患者の来局時のほか、患者の求めに応じて保険薬剤師が患者を訪問して服用薬の整理等を行った場合でも算定できる。この場合、訪問に要した交通費(実費)は患家の負担とする。なお、服薬管理を容易にするような整理を行わずに単に服薬指導を行っただけでは算定できない。
- (2) 「注1」については、外来服薬支援を行うに当たり、患者が、当該保険薬局で調剤した 薬剤以外に他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤を服用していないか確認し、極力これらの薬剤も含めて整理するよう努める。また、実際にこれらの薬剤も含めて服薬支援を行う場合には、重複投薬、相互作用等の有無を確認し、処方医に必要な照会を行い、適切な措置を講じる。なお、患者に対する服薬中の薬剤の確認や処方医への照会等を行った上で、結果として、他の保険薬局で調剤された薬剤又は保険医療機関で院内投薬された薬剤のみについて服薬支援を行うこととなった場合(当該保険薬局で調剤を受けていない患者が持参した、他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤について服薬支援を行う場合を含む。)でも算定できる。
- (3) 「注2」については、患者が保険薬局に持参した服用中の薬剤等の服薬管理を行い、その結果を関係する保険医療機関へ情報提供した場合に算定できる。算定に当たっては、あらかじめ、患者又はその家族等に対して、保険薬局へ服用中の薬剤等を持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を提供し、患者等が薬剤等を持参することで服薬管理を行う取組(いわゆるブラウンバッグ運動)を周知しておく。
- (4) 外来服薬支援は、処方せんによらず、調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行うものであるため、薬剤の一包化を行った場合でも、調剤技術料は算定できない。
- (5) 薬剤の一包化による服薬支援は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしば みられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の 被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、治療上の必要 性が認められる場合に行うものである点に留意する。

- (6) 外来服薬支援料を算定する場合は、服薬支援に係る薬剤の処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容並びに当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴の記録に記載する。
- (7) 外来服薬支援料は、「区分番号15」の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者 については算定できない。また、現に他の保険医療機関又は保険薬局の薬剤師が訪問薬剤 管理指導を行っている患者についても算定できない。

#### 区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導 (以下「訪問薬剤管理指導」という。)を行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局の薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の「1」は、在宅での療養を行っている患者(同一建物居住者であるものを除く。)に対して、「2」は、在宅での療養を行っている患者であって同一建物居住者であるものに対して、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。
- (3) 在宅での療養を行っている患者とは、保険医療機関又は介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいう。ただし、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」(平成20年厚生労働省告示第128号)、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)等に規定する場合を除き、患者が医師若しくは薬剤師の配置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合又は現に他の保険医療機関若しくは保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合には、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。
- (4) (3)にかかわらず、訪問薬剤管理指導を主に行っている保険薬局(以下「在宅基幹薬局」という。)が、連携する他の保険薬局(以下「サポート薬局」という。)と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には在宅基幹薬局の薬剤師に代わって当該患者又はその家族等に訪問薬剤管理指導を行うことについて、あらかじめ当該患者又はその家族等の同意を得ている場合には、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が訪問薬剤管理指導を行った場合は在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できる。なお、在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定は、在宅基幹薬局が行うこととするが、費用については両者の合議とする。
- (5) サポート薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって訪問薬剤管理指導を行った場合には、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有することとするが、訪問薬剤管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告等は在宅基幹薬局が行う。なお、調剤報酬明細書に当該訪問薬剤管理指導を行ったサポート薬局名、当該訪問薬剤管理指導を行った日付及びやむを得ない事由等を記載する。また、サポート薬局が処方せんを受け付け、調剤を行ったサポート薬局が訪問薬剤管理指導

を行った場合には、算定については、調剤技術料及び薬剤料等はサポート薬局、また、在 宅患者訪問薬剤管理指導料の算定は在宅基幹薬局が行うこととし、調剤報酬明細書の摘要 欄にはサポート薬局が処方せんを受け付けた旨を記載する。

- (6) 同一建物居住者とは、基本的には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号 に掲げる建築物に居住する複数の者のことをいうが、具体的には、例えば以下のような患 者のことをいう。
  - ア 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の4に規定する養護老人ホーム、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、マンションなどの集合住宅等の施設に入居又は入所している複数の患者
  - イ 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第5項に規定する宿泊サービスに限る。)、介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護、介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第5項に規定する宿泊サービスに限る。)、介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の患者
- (7) 同居する同一世帯の複数の患者に在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する場合など、同一の患家において2人以上の患者を指導した場合には、(2)の規定にかかわらず、1人目は「1 同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降は「2 同一建物居住者の場合」を算定する。
- (8) 「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じ、処方医と相談するとともに、他の医療関係職種(歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等)との間で情報を共有しながら、患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、患家への訪問回数、訪問間隔等を記載する。
- (9) 策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する。
- (10) 薬学的管理指導計画は、原則として、患家を訪問する前に策定する。
- (11) 訪問後、必要に応じ新たに得られた患者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。
- (12) 薬学的管理指導計画は少なくとも1月に1回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。
- (13) 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、訪問薬剤管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供する。
- (14) 訪問薬剤管理指導は、当該保険薬局の調剤した薬剤の服用期間内に、患者の同意を得て

実施する。なお、調剤を行っていない月に訪問薬剤管理指導を実施した場合は、当該調剤 年月日及び投薬日数を調剤報酬明細書の摘要欄に記入する。

- (15) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を月2回以上算定する場合(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。)は、算定する日の間隔は6日以上とする。 末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。
- (16) 保険薬剤師1人につき「1」と「2」を合わせて週40回に限り算定できる。
- (17) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号10」の(3)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ア 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
  - イ 処方医から提供された情報の要点
  - ウ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、 実施した服薬支援措置等)
  - エ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
  - オ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点
  - カ サポート薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行った場合には、(5)で規定する事項
- (18) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料、「区分番号13の2」かかりつけ薬剤師指導料及び「区分番号13の3」かかりつけ薬剤師包括管理料は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方せんによって調剤を行った場合を除いて算定できない。、また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、「区分番号14の2」の外来服薬支援料又は「区分15の5」の服薬情報等提供料は算定できない。
- (19) 麻薬管理指導加算
  - ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行い、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
  - イ 「注2」の麻薬管理指導加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。
  - ウ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号10」の(3)及び「区分番号15」の(17)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
    - (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、 服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続 又は増量投与による副作用の有無などの確認等)
    - (ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適

切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)

- (ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び 副作用等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点
- (二) 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。)
- (20) 保険薬局(サポート薬局を含む。)の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から16キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定については16キロメートル以内の場合と同様、本区分及び「注2」により算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により16キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径16キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成24年3月31日以前に「注1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

(21) 「注4」に規定する交通費は実費とする。

## 区分15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

- (1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険 薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴 い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画 的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、当 該保険医に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に、月4回に限り 算定する。
- (2) 「区分番号15」の(4)に規定する同意を得ている場合において、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が緊急訪問薬剤管理指導を行った場合は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定できる。なお、その場合においては、「区分番号15」の(4)及び(5)の取扱いに準ずること。
- (3) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号 10」の(3)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
  - ア 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
  - イ 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付及び当 該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
  - ウ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容(服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。)
  - エ 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- (4) 麻薬管理指導加算

- ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
- イ 「注2」の麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていな い場合は算定できない。
- ウ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号10」の(3)及び「区分番号15の2」の(3)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
  - (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、 服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続 又は増量投与による副作用の有無などの確認等)
  - (ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)
  - (ハ) 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点
  - (二) 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。)
- (5) 保険薬局(サポート薬局を含む。)の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から16キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定については16キロメートル以内の場合と同様、本区分及び「注2」により算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により16キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径16キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成24年3月31日以前に「区分番号15」の「注1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

(6) 「注4」に規定する交通費は実費とする。

#### 区分15の3 在宅患者緊急時等共同指導料

(1) 在宅患者緊急時等共同指導料は、在宅での療養を行っている患者の状態の急変や診療方 針の変更等の際、当該患者に対する診療等を行う医療関係職種等(居宅介護支援事業者の 介護支援専門員を含む。以下同じ。)が一堂に会しカンファレンスを行うことで、より適 切な治療方針を立てることが可能となるとともに、カンファレンスの参加者の間で診療方 針の変更等の情報を的確に共有することができ、患者及び家族が安心して療養生活を送る ことに資することから、そのような取組を評価するものである。

- (2) 在宅患者緊急時等共同指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤 師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの病状の急変や、診療方 針の大幅な変更等の必要が生じたことに伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の 保険医の求めにより、患家を訪問し、関係する医療関係職種等と共同でカンファレンスを 行うとともに、共有した当該患者の診療情報及び当該カンファレンスの結果を踏まえ、計 画的な訪問薬剤管理指導の内容に加えて患者に対し療養上必要な薬学的管理指導を行った 場合に、月2回に限り算定する。なお、当該カンファレンスを行った日と異なる日に当該 薬学的管理指導を行った場合でも算定できるが、当該カンファレンスを行った日以降速や かに薬学的管理指導を行うものであること。また、カンファレンス及びそれに基づく薬学 的管理指導1回につき1回に限り算定する。
- (3) 当該カンファレンスは、原則として、患家で行うこととするが、患者又は家族が患家以外の場所でのカンファレンスを希望する場合はこの限りでない。
- (4) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号10」の(3)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ア カンファレンス及び薬学的管理指導の実施日、薬学的管理指導を行った薬剤師の氏名 並びにカンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名
  - イ 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から要請があって患家を訪問し、他 の医療関係職種等と共同してカンファレンスを行い、その結果を踏まえて薬学的管理指 導を実施した旨及びその理由
  - ウ カンファレンスの要点及びカンファレンスの結果を踏まえて実施した薬学的管理指導 の内容(服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。)
  - エ 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- (5) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定する場合は、「区分番号15」の在宅患者訪問薬剤管 理指導料は別に算定できない。
- (6) 麻薬管理指導加算
  - ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行い、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。
  - イ 「注2」の麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。
  - ウ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分番号10」の(3)及び「区分番号15の3」の(4)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
    - (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、 服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続 又は増量投与による副作用の有無などの確認等)
    - (ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)

- (ハ) 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点
- (二) 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。)
- (7) 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から16キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急時等共同指導料の算定については16キロメートル以内の場合と同様、本区分及び「注2」により算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により16キロメートルを超えて療養上必要な指導を行った場合の在宅患者緊急時等共同指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径16キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成24年3月31日以前に「区分番号15」の「注1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

#### 区分15の4 退院時共同指導料

- (1) 退院時共同指導料は、保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者が入院している保険医療機関(以下「入院保険医療機関」という。)に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については2回)に限り算定できる。なお、ここでいう入院とは、第1章第2部通則5に定める入院期間が通算される入院のことをいう。
- (2) 退院時共同指導料は、患者の家族等、退院後に患者の看護を担当する者に対して指導を行った場合にも算定できる。
- (3) 退院時共同指導料を算定する場合は、当該患者の薬剤服用歴の記録に、入院保険医療機関において当該患者に対して行った服薬指導等の要点を記載する。また、患者又はその家族等に提供した文書の写しを薬剤服用歴の記録に添付する。
- (4) 退院時共同指導料は、退院後在宅での療養を行う患者が算定の対象となり、他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者については、対象とはならない。

# 区分15の5 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料は、保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族等又は保険医療機関に当該情報を提供することにより、 医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保 険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進することを目的とするものである。

- (2) 服薬情報等提供料は、以下の場合に算定できる。
  - ア 処方せん発行保険医療機関から次の(イ)若しくは(ロ)に掲げる情報提供の求めがあった場合、又は保険薬局の薬剤師が薬剤服用歴に基づき患者の服薬に関する次の(イ)、(ロ)若しくは(ハ)、に掲げる情報提供の必要性を認めた場合にその理由とともに、患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について書面又は電子的な方法(以下「文書等」という。)により提供したときに算定できる。
    - (イ) 当該患者の服用薬及び服薬状況
    - (ロ) 当該患者に対する服薬指導の要点、患者の状態等
    - (ハ) 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報
  - イ 患者又はその家族等の求めがあった場合、患者の同意を得て、次に掲げる情報等について、患者又はその家族等に対して速やかに提供等し、当該患者の次回の処方せん受付時に提供した情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を行った場合に算定できる。
    - (イ) 緊急安全性情報、安全性速報や医薬品・医療機器等安全性情報など、処方せん受付時に提供した薬剤情報以外の情報で患者の服薬期間中に新たに知り得た情報
    - (ロ) 患者の服薬期間中に服薬状況の確認及び必要な指導
- (3) ここでいう「服薬状況」とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を含む。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供することとし、また、患者に対する服薬指導は、当該分析結果を踏まえたものとする。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を参考とすることが望ましい。
- (4) (2)のアについては、以下の場合も含まれる。
  - ア 保険薬局において患者の服用薬の残薬を確認し、処方せんを発行した保険医療機関に 対して情報提供を行った場合
  - イ 「区分番号00」の調剤基本料の「注8」に掲げる分割調剤において、2回目以降の調 剤時に患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医に対して情 報提供を行った場合
  - ウ 保険医療機関からの求めに応じ、入院前の患者の服用薬について確認し、依頼元の医療機関に情報提供した場合
- (5) (2)のアの(ハ)については、処方せんの記入上の疑義照会等では算定できない。
- (6) 患者1人につき同一月に2回以上服薬情報等の提供を行った場合においても、月1回の みの算定とする。ただし、2以上の保険医療機関又は診療科に対して服薬情報等の提供を 行った場合は、当該保険医療機関又は診療科ごとに月1回に限り算定できる。
- (7) 保険医療機関への情報提供に当たっては、別紙様式1又はこれに準ずる様式の文書等に 必要事項を記載し、患者が現に診療を受けている保険医療機関に交付し、当該文書等の写 しを薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存しておく。
- (8) (2)のイについて、患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方

せん受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等については、情報提供の都度、薬剤服 用歴の記録に記載する。

- (9) 服薬情報等提供料は、「区分番号13の2」のかかりつけ薬剤師指導料、「区分番号13の3」かかりつけ薬剤師包括管理料又は「区分番号15」の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については算定できない。
- (10) 電子的方法によって、個々の患者の服薬に関する情報等を保険医療機関に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。

#### 区分15の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

- (1) 薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、次の内容について、 処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。ただし、複数 項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。
  - ア 併用薬との重複投薬(薬理作用が類似する場合を含む。)
  - イ 併用薬、飲食物等との相互作用
  - ウ残薬
  - エ そのほか薬学的観点から必要と認める事項
- (2) 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の対象となる事項について、処方医に連絡・ 確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録に記載する。
- (3) 同時に複数の処方せんを受け付け、複数の処方せんについて薬剤を変更した場合であっても、1回に限り算定する。

# <薬剤料>

#### 区分20 使用薬剤料

(1) 投薬時における薬剤の容器は、原則として保険薬局から患者へ貸与する。

ただし、患者が希望する場合には、患者から実費を徴収して容器を交付しても差し支えないが、患者が当該容器を返還した場合は、当該容器本体部が再使用できるものについては当該実費を返還する。

なお、患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い 捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させるこ とはできない。

- (2) 保険薬局が患者に喘息治療剤の施用のため小型吸入器及び鼻腔・口腔内治療剤の施用の ため噴霧・吸入用器具(散粉器)を交付した場合は、患者にその実費を負担させて差し支 えないが、患者が当該吸入器を返還した場合は当該実費を返還する。
- (3) 被保険者が保険薬局より薬剤の交付を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したため(天災地変その他やむを得ない場合を除く。)再交付された処方せんに基づいて、保険薬局が調剤した場合は、当該薬剤の費用は、被保険者の負担とする。
- (4) 内服用液剤を投与する際には常水(水道水、自然水)を使用するが、特に蒸留水を使用

しなければならない理由があれば使用して差し支えない。

(5) 薬包紙、薬袋の費用は、別に徴収又は請求することはできない。

#### <特定保険医療材料料>

#### 区分30 特定保険医療材料

- (1) 保険薬局で交付できる特定保険医療材料とは、別表1に掲げるものとし、次に該当する 器材については算定できない。
  - ア 別表2に掲げる薬剤の自己注射以外の目的で患者が使用する注射器
  - イ 在宅医療以外の目的で患者が使用する「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年3月厚生労働省告示第61号)の別表のIに規定されている特定保険医療材料
- (2) 特定保険医療材料の定義については、「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)を参照すること。

## 別表1

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XX因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、アスホターゼ アルファ製剤及びグラチラマー酢酸塩製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)
- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年3月厚生労働省告示第 61号)の別表のIに規定されている特定保険医療材料

# 別表2

インスリン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤